

生活サポートセンターあゆみ(八日市場町13-1) (福祉健康センター・1階)	☎63-5224	FAX 27-2412
地域福祉係	☎63-5334	FAX 27-2415
中部支所(八日市場町13-1)	☎27-2425	FAX 27-2412
東部支所(二見町茶屋456-2)	☎43-5551	FAX 43-4427
西部支所(小俣町元町536)	☎27-0509	FAX 27-0570
北部支所(御園町長屋2767)	☎22-6617	FAX 22-6604
伊勢市ボランティアセンター・げんこころーむ(御園町長屋2767) (ハートプラザみその・2階)	☎63-6370	FAX 65-6121

伊勢社協

検索



<https://ise-shakyo.jp>

現役生活支援員にインタビュー

自分にできることがあればと始めたことが 生きる活力になっています



生活支援員
角屋喜久夫さん

質問.1 生活支援員になろうと思ったきっかけは何ですか。

何か自分にできることがあればと思い、それほど深く考えずに、生活支援員養成講座を受講しました。市内で、金銭管理を中心とした支援が必要な人が 150 人以上いるということを知り、驚きました。



質問.2 生活支援員になってから思うことを教えてください。

「お金を出金して、手渡す」という単純な行為だけではなく、利用者と顔を合わせ、日頃の思いを聞くことで生まれる信頼関係を大事にしています。

現在は、コロナ禍のため、施設利用者とは面会ができない所が多いので残念ですが、自分にとってやりがいを感じるだけでなく、生きる活力になっているので、これからも続けていきたいです。



質問.3 生活支援員に興味を持ってくれた皆さんに対して一言お願いします。

こんな私でも、何とか支援のカタチになっていると思うので、少しでも興味を持った皆さんは、ぜひ生活支援員養成講座を受講してみてください。分からない事は、専門員がきちんと対応してくれます。安心してチャレンジしてください。



+ 日本赤十字社 人間を救うのは人間だ。

赤十字活動資金にご協力をお願いします



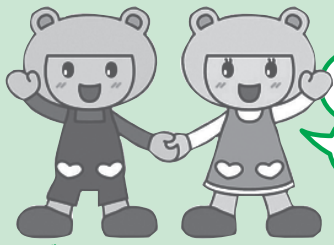
新型コロナウイルス感染症の発生初期から、医療チームの派遣・予防啓発などに全力を尽くしています。

日本赤十字社では、国内外を問わず災害の発生時には迅速に救護班を派遣し、被災者の救護や支援を行っています。

そのために、日頃から被災者や傷病者を救護できるよう救護要員の育成指導を行うとともに、救護用資機材の整備や被災者に配備するための毛布・救援セットなどの備蓄にも力を注いでいます。

このような取り組みは皆さまからご協力いただく赤十字活動資金で行われています。

どうぞ本年も赤十字活動へご支援を、よろしくお願いいたします。



「げんこ地域福祉通信」は、地域福祉情報をお伝えするコーナーです。

社協はげんきな
こころ応援します

げん

げんきくん こころちゃん
●伊勢社協マスコットキャラクター

時とき 所ところ 対対象 内内容 定定員 申申し込み

～自立した暮らしをお手伝い～

＊生活支援員養成講座 受講者を募集＊



日常生活自立支援事業の「生活支援員」は、専門員（社協職員）の助言を受け、認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力に不安がある人が自立した生活を送れるように、福祉サービス利用の手続きや生活費の払い戻し、書類の預かりなどの支援を行います。

現在、生活支援員に登録して活躍されている人は36人です。生活支援員に興味を持ったり、やってみようかな！と思ったりした皆さんは、ぜひ今回の講座に申し込みしてください。

時・内 下表のとおり

生活支援員養成講座

と き		内 容
1 日 目	6月20日（月） 13:30～16:30	オリエンテーション 事業の概要と生活支援員職務倫理について 知的障がい者への支援について 精神障がい者への支援について
2 日 目	6月27日（月） 13:30～16:30	認知症高齢者への支援について ソーシャルワーク（社会福祉援助）の基礎 現任生活支援員からの事例発表 生活支援員の登録について

所 福祉健康センター・1階（八日市場町13-1）

対 次の①～④に全て該当する人

- ①市内在住の人 ②満18歳以上70歳未満の人 ③両日（全内容）出席できる人
④養成講座終了後に、生活支援員として月1回～週1回程度活動ができる人

定 20人

申 5月16日（月）～31日（火）に、直接または電話・ファクスで、伊勢市社会福祉協議会
伊勢日常生活自立支援センター（福祉健康センター・1階、☎20-8618 FAX27-2412）へ

「赤い羽根共同募金の配分金助成金申請」「社会福祉協議会会費の助成金申請」を右記のとおり受け付けています。



助成可能な活動は、下記の地域福祉活動になります。
受け付けの締め切りは、5月31日（火）です。



- ◇地域見守り活動
- ◇福祉団体活動
- ◇児童公園遊具等整備
- ◇宅老所事業
- ◇こども会などの行事

貸出物品であった「わた菓子機・かき氷機・ポップコーン機・たい焼き機・麺打ちセット・鉄板・焼き芋機」の貸し出しは、令和3年度で終了しました。
レクリエーション用品などの貸し出しは、引き続き行っていますので利用してください。